

<記入例>

・市区町村役場に提出する年月日を記入してください。

婚姻届

令和 年 月 日届出

長 殿

受理	令和 年 月 日					
第		号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

・ 証人欄は、18歳以上(成人)の方2名による直筆の署名が必要です。
 ・ 親御様やご友人など、どなたにお願いしても構いません。
 ・ 証人欄はすべて記入してもらってください。
 本籍などに空欄がある場合、婚姻届を受付できません。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	〇〇 〇〇 印
生 年 月 日	昭和 60 年 1 月 1 日
住 所	〇〇市〇〇〇番地の1
本 籍	〇〇市〇〇〇番地 1

・ 住所は住民登録をしている場所(住民票がある場所)の住所を正確に記入してください。
 ・ 本籍、筆頭者の氏名、父母の氏名、続柄 は、ご自身の戸籍謄本を取得・確認して記入してください。

(1) 氏 名	夫 になる人 ウスキ ハジメ 氏 名 白 元	妻 になる人 ハツ ミツヨ 氏 名 野 美津代
生 年 月 日	昭和60年 12月 1日	平成 元 年 10月 31日
(2) 住 所	大分県〇〇市大字〇〇72番1 〇〇アパート301号室	大分県〇〇市大字〇〇72番1 マンション〇〇101号室
(3) 本 籍	大分県〇〇市大字〇〇 72 番地 1	大分県〇〇市野津町大字野津市 327 番地 1
筆頭者の氏名	白 蔵之介	野津 一
父母及び養父母の氏名	父 白 蔵之介 母 白 真美子	父 野津 一 母 野津 薫
父母との続柄	父 二 男 母 長 女	父 長 女 母 長 女
養父	続 柄 養 子	養父
養母	続 柄 養 女	養母
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 大分県〇〇市大字〇〇 72 番地 1	
(5) 同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…令和 7 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(8) 夫妻の職業	夫の職業 06	妻の職業 02

・ □夫の氏・□妻の氏 欄は必ずどちらかに✓を記入してください。
 ・ 婚姻により、今在籍している戸籍から除籍になり、夫婦で新しい戸籍を編製しますので、新本籍地の指定をお願いします。(すでに戸籍の筆頭者になっている人の氏を選んだ場合は、記入しないでください。)
 ・ 新本籍地は、必ずしも希望どおりの場所を指定できるわけではありませんので、事前に新本籍地になる市区町村役場の戸籍担当課に電話で確認をしたうえで記入してください。(新本籍地が大分県〇〇市の場合は、〇〇市の市民課にお問い合わせください。)

結婚式をあげておらず、同居も始めていない場合は、空欄のままにしてください。

婚姻歴です。✓を記入してください。死別・離別(離婚)の場合は、年月日も記入してください。

該当する仕事の種類に✓を記入してください。

別添の「職業 例示表」を見て、該当する職業の番号を記入してください。

夫の連絡先	妻の連絡先
電話 080(0000) 1111	電話 090(1111) 2222
自宅・勤務先[携帯]	自宅・勤務先[携帯]

日中連絡のつく電話番号を記入してください。

必ず 夫・妻 本人が署名してください。(押印は任意です)

届出人署名 (※押印は任意)
 夫 白 元 印
 妻 野津 美津代 印

□住 所 地 確 認 済
 □本 籍 地 確 認 済
 □新 本 籍 地 確 認 済

住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
-----------	---------	---------

令和 年 月 日	午前 午後	時 分	受領
----------	-------	-----	----

夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
---	---

不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-----	---

通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
----	--

妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
---	---

不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-----	---

通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
----	--

使 者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
-----	---

送付	令和 年 月 日
----	----------

出生、死亡、死産、婚姻又は離婚の届出をされる方をお願い(職業・産業例示表)



政府統計

厚生労働省・法務省

- ◆ 人口動態調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計」として指定されているわが国の最も重要な調査の一つです。公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。
- ◆ 国勢調査実施年の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に出生、死亡又は死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻又は離婚の届出をされる方は、戸籍法等の規定により届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を記入していただくことになっていますので、ご協力ください。
- ◆ 届書の「職業」欄には、下記の職業例示表を参照して、「番号」か「職業分類名」を記入してください。また、死亡の届出をされる方は、亡くなられた方の職業と産業を記入していただきますので、裏面もご覧ください。わからないときは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

職業例示表

注：死亡の届出をされる方は、裏面もご覧ください。→

番号	職業分類名	仕事の内容例示	
		この分類に含まれる職業	この分類に含まれない職業 ()内には正しい分類番号を示している
01	管理職	管理的公務員(議会議員、管理的国家公務員、管理的地方公務員)、法人・団体役員(会社役員、独立行政法人等役員等)、法人・団体管理職員(会社管理職員、独立行政法人等管理職員等)、その他の管理的職業従事者	校長(02)、保健所長(02)、病院長・診療所長(02)
02	専門・技術職	研究者(自然科学系研究者、人文・社会科学系等研究者)、農林水産技術者、製造技術者(食品技術者、電気・電子・電気通信技術者等)、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者(システムコンサルタント、システム設計者等)、その他の技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、医療技術者(診療放射線技師、臨床工学技士、歯科衛生士等)、その他の保健医療従事者(栄養士、あん摩マッサージ指圧師等)、社会福祉専門職業従事者(福祉相談指導専門員、保育士等)、法務従事者(裁判官、検察官、弁護士、弁理士、司法書士等)、経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士、社会保険労務士等)、教員、宗教家、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的職業従事者(図書館司書、学芸員、カウンセラー、個人教師、職業スポーツ従事者等)	検査工(08)、大工・左官(10)、電気通信設備工事従事者(10)、看護助手(05)、歯科助手(05)、調理師(05)、ホームヘルパー(05)、裁判所課長などの管理者(01)、経理事務員(03)、祈とう師・巫女・易者(05)、写真現像工(08)、広告宣伝員(05)
03	事務職	一般事務従事者(受付・案内事務員、秘書、総合事務員等)、会計事務従事者(現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員等)、生産関連事務従事者(生産現場事務員、出荷・受荷事務員)、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者(集金人、調査員等)、運輸・郵便事務従事者(旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員)、事務用機器操作員(パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員等)	娯楽施設フロント係(05)、税理士(02)、印刷検査工(08)、保険外交員(04)、郵便配達員(11)、CADオペレーター(08)
04	販売職	商品販売従事者(小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員等)、販売類似職業従事者(不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人(ブローカー)等)、営業職業従事者(食料品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者、通信・システム営業職業従事者等)	飲食店主(05)、保険商品開発者(02)、水道料金集金人(03)
05	サービス職	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦(夫)、家事手伝い等)、介護サービス職業従事者(介護職員、訪問介護従事者)、保健医療サービス職業従事者(看護助手、歯科助手等)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、クリーニング職等)、飲食物調理従事者(調理人、バーテンダー)、接客・給仕職業従事者(飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、娯楽場等接客員等)、居住施設・ビル等管理人(マンション・アパート・下宿管理人、駐車場管理人等)、その他のサービス職業従事者(旅行・観光ガイド、物品貸人、葬儀師、火葬作業員等)	訪問看護師(02)、ケアマネジャー(02)、歯科衛生士(02)、クリーニング取次所従事者(04)、パン製造工(08)、屋台飲食店主(04)、守衛(06)、通訳(02)
06	保安職	自衛官(陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、防衛大学校・防衛医科大学校学生)、司法警察職員(警察官、海上保安官等)、その他の保安職業従事者(看守、消防官、警備員、児童交通擁護員、プール・海水浴場監視員等)	刑務所長(01)、山林監視員(07)
07	農林漁業職	農業従事者(農耕従事者、養畜従事者、植木職、造園師等)、林業従事者(育林従事者、伐木・造材・集材従事者等)、漁業従事者(漁労従事者、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、水産養殖従事者等)	獣医師(02)、木材検査工(08)、釣船船長(09)
08	生産工程職	生産設備制御・監視従事者(製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員、食料品生産設備制御・監視員、繊維・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員、ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員等)、機械組立設備制御・監視従事者(電気機械器具組立設備制御・監視員等)、製品製造・加工処理従事者(金属プレス従事者、金属溶接・溶断従事者、窯業・土石製品製造従事者等)、機械組立従事者(はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者等)、機械整備・修理従事者(自動車整備・修理従事者等)、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者(自動車塗装工、POPライター、写真現像工、映写技師等)	炉修工(10)、調理師(05)、服飾デザイナー(02)、鉄道車両配線工(10)、彫刻家(02)、航空機配線工(10)、自動車ガラスはめ込工(10)、装飾画家(02)
09	輸送・機械運転職	鉄道運転従事者(電車運転士等)、自動車運転従事者(バス運転者、乗用自動車運転者、貨物自動車運転者等)、船舶・航空機運転従事者(船長、航海士・運航士、航空機操縦士等)、その他の輸送従事者(車掌、甲板員、船舶技士、船舶機関員等)、定置・建設機械運転従事者(発電員、クレーン・ウインチ運転従事者、建設・さく井機械運転従事者等)	配車係(03)、宅配便配達員(11)、漁労船の船長・航海士(07)、旅行・観光ガイド(05)、電気メーター検針員(03)
10	建設・探掘職	建設躯体工事従事者(型枠大工、とび職、鉄筋作業従事者等)、建設従事者(大工、左官、畳職、配管従事者等)、電気工事従事者(送電線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者等)、土木作業従事者(土木従事者、鉄道線路工事従事者、ダム・トンネル掘削従事者等)、探掘従事者(探鉱員、石切出従事者、砂利・砂・粘土採取従事者等)	鉄工(08)、家具大工・船大工(08)、電話機修理工(08)、測量士(02)、掘削機械運転工(09)
11	運搬・清掃・包装等職	運搬従事者(郵便・電報外務員、陸上荷役・運搬従事者、配達員、荷造従事者等)、清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、ごみ・し尿処理従事者等)、包装従事者(ラッピング工、シール貼り工等)、その他の運搬・清掃・包装等従事者(機械掃除工、工場軽作業員、学校の用務員等)	トラック運転者(09)、ゴミ収集車運転者(09)、封筒製造工(08)、ゴルフ場芝手入作業員(07)
00	無職	(報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない)	

※ 自衛官、警察官、海上保安官又は消防官の身分をもつ方は、仕事の内容のいかんにかかわらず「06 保安職」とします。